

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材（コード：70908000）
キセキ

【形状・構造及び原理等】

1) 形状・構造



2) 寸法(mm)

種類	作業部直径	軸部直径	全長
Φ0.6mm	0.6	4	45
Φ1mm	1		
Φ2mm	2		

3) 材質

基材：超硬合金

作業部コーティング：ダイヤモンド

【使用目的又は効果】

各種歯科用CAD/CAM材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、コンピューター支援切削加工機（CAM）に取り付けて使用する。

【使用方法等】

本品をコンピューター支援切削加工機（CAM）に装着し、回転させて、断続的に被研削物に押し付けて研削を行う。

【使用上の注意】

- 1) 本品を使用する前に、作業部に変形（錆び、表面傷、曲がり）汚染や破損等の異常がないことを確認すること。
- 2) コンピューター支援切削加工機（CAM）メーカーの指定に従って使用すること。
- 3) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 4) 無理な角度、過度な圧力での使用は避けること。
- 5) 本材の使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- 6) 本品の加工、改造は行わないこと。

- 7) 本品は刃物のため取り扱いには充分注意すること。
- 8) 2種類以上の材料を加工する場合は、材料ごとにそれぞれ別の本品を使用すること。（異なる材料の切削屑が付着したまま使用すると切削不良の原因となります。）
- 9) 破損の原因になるため、次の行為は行わないこと。
 - ・作業部を持つ
 - ・作業部に衝撃を与える
- 10) 本品を用いて歯科技工物の研磨/研削作業等を行う際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 11) 本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しづれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないようにすること。
- 12) 本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しづれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

高温、多湿の場所を避け、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けない状態でケースに入れた状態で保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 金属製のブラシ等で清掃しないこと。
- 2) 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
- 3) 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがあるため塗布しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ピーディーアール
愛知県名古屋市天白区原4-106

製造業者
株式会社不二越 富山事業所